

# 船橋市地域活動支援センター指定管理者候補者の選定結果について

## 1 選定委員会開催経過

| 開催年月日                   | 選定委員会                                | 協議内容                             |
|-------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 令和2年5月27日～<br>令和2年6月11日 | 第1回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会<br>(書面開催) | 委員長・副委員長の選出、募集要項の決定、選定方法・評価基準の決定 |
| 令和2年9月18日               | 第2回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会<br>(書面開催) | 選考方法の確認、書面審査及び評価、面接審査の確認         |
| 令和2年10月22日              | 第3回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会           | 面接審査及び評価、指定管理者候補者の選定             |

## 2 選定委員会委員

|                      |        |                |
|----------------------|--------|----------------|
| 識見を有する者<br>(医師)      | 林 偉明   | 千葉県精神保健福祉センター長 |
| 識見を有する者<br>(精神保健福祉士) | 渡邊 哲也  | 千葉県精神保健福祉士協会理事 |
| 地域代表<br>(民生・児童委員)    | 小野塚 良雄 | 夏見地区民生委員協議会    |
| 施設利用者家族代表            | 犬石 志保子 | オアシス家族会代表      |
| 税理士                  | 秋葉 琢也  | 千葉県税理士会船橋支部    |
| 市職員                  | 筒井 勝   | 船橋市保健所長        |
| 市職員                  | 杉森 裕子  | 船橋市福祉サービス部長    |

## 3 応募団体名

NPO法人 船橋こころの福祉協会

## 4 選定結果

### (1) 指定管理者候補者として選定された団体

団体名 NPO法人 船橋こころの福祉協会

代表者名 理事長 小松 尚也

事務所の所在地 船橋市宮本2丁目4番6号 トレゾア船橋201号室

(2) 選定の理由

書面審査及び面接審査を実施した結果、選定基準を上回り、総合的に優れた提案がされたと認められるため。

(3) 審査結果

| 評 価 項 目          |               | 配点×委員7人 | NPO法人 船橋<br>こころの福祉協会 | 平 均  |
|------------------|---------------|---------|----------------------|------|
| 書<br>面<br>審<br>査 | 管理の基本方針       | 140点    | 116点                 | 16点  |
|                  | 事業計画          | 70点     | 60点                  | 8点   |
|                  | その他事業計画       | 245点    | 204点                 | 29点  |
|                  | 事務管理計画        | 210点    | 166点                 | 23点  |
|                  | その他管理運営に関する計画 | 280点    | 230点                 | 32点  |
|                  | 収支計画          | 105点    | 87点                  | 12点  |
|                  | 合計            | 1,050点  | 863点                 | 123点 |
| 面<br>接<br>審<br>査 | 説明及び質疑応答      | 210点    | 178点                 | 25点  |
|                  | 総合評価          | 140点    | 116点                 | 16点  |
|                  | 合計            | 350点    | 294点                 | 42点  |
| 総 合 計            |               | 1,400点  | 1,157点               | 165点 |

- ※1 申請が1団体であったため、団体の順位付けは行わずそれぞれの審査基準の6割以上の必要評価点を必要とします。
- ※2 書面審査において書面審査評価基準に基づく委員による採点（合計点）の平均が90点を超えていれば面接審査に進むことができることとしています。
- ※3 指定管理者候補者は、面接審査において面接審査評価基準に基づく委員による採点（合計点）の平均（小数点以下切捨）が30点を超えていることで決定とします。
- ※4 指定管理者候補者は、書面審査及び面接審査の採点結果において、いずれも必要評価点を満たしています。

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで